

## 新居浜工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則

平成8年3月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第13条の3の規定に基づき、本校以外の教育施設等における学修等（以下「大学等における学修」という。）に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(大学等における学修)

第2条 学則第13条の3第1項に規定する大学において修得した学修その他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- (1) 大学又は短期大学の専攻科における学修
- (2) 高等専門学校の専攻科における学修
- (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (4) 技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部科学省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認め、別表に定めるもの

(学修手続)

第3条 学生は、前条第1号、第2号及び第3号に規定する教育施設において学修しようとするときは、その理由を付して校長の許可を受けなければならない。

(単位認定申請)

第4条 学生は、大学等における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、単位修得証明書、成績証明書又は合格証明書等を添えて校長に申請するものとする。

(単位の認定)

第5条 前条の規定により申請のあつた学修に関する単位の認定は、学則第13条の3第2項に基づき、校長が行う。

2 認定単位は、学修単位認定申請を行つた年度に在籍する学年の単位とする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在籍する学生で、在籍中に別表による技能審査に合格している者については、既に認定された単位数との差を修得単位として認定する。

附 則

この規則は、平成13年12月13日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

別表（第2条関係）

認定の対象となる技能 審査の種類	合格した級に対する認定単位数					一般専門の別	本校における 認定科目名
	1級	準1級	2級	準2級	3級		
実用英語技能検定	6	4	2	1		一般	英検
工業英語技能検定	6		4		2	一般	英検

(注) 同一学年で異なる技能検定又は異なる級に合格した場合は，表に基づき最も大きい単位数のみを修得単位として認定し，次年度以降上位の単位に相当する検定又は合格した場合は，既に認定された単位数との差を修得単位として認定する。